

会 議 記 録

会議名 決算特別委員会

開催日 令和4年9月21日(水) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時13分

出席者 委 員 委員長 大阿久 岩 人

川 田 俊 介	小太刀 孝 之	市 村 隆
雨 宮 茂 樹	森 戸 雅 孝	浅 野 貴 之
小 平 啓 佑	大 浦 兼 政	針 谷 育 造
大 谷 好 一	坂 東 一 敏	内 海 まさかず
小久保 かおる	青 木 一 男	松 本 喜 一
梅 澤 米 満	天 谷 浩 明	針 谷 正 夫
広 瀬 義 明	氏 家 晃	福 富 善 明
福 田 裕 司	小 堀 良 江	白 石 幹 男
関 口 孫一郎		
議 長 中 島 克 訓		
傍 聴 者 古 沢 ちい子		

事務局職員	事務局長 白 井 一 之	議事課長 森 下 義 浩
	副 主 幹 岩 崎 和 隆	主 査 村 上 憲 之
	主 査 岩 川 成 生	主 事 齊 藤 千 明

令和4年第5回栃木市議会定例会

決算特別委員会議事日程

令和4年9月21日 午前10時開議 議 場

- 日程第1 認定第1号 令和3年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 令和3年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 令和3年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 令和3年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 令和3年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 令和3年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 令和3年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第8号 令和3年度栃木市水道事業会計決算の認定について
- 日程第9 認定第9号 令和3年度栃木市下水道事業会計決算の認定について

◎開議の宣告

○委員長（大阿久岩人君） ただいまの出席委員は26名で、定足数に達しております。

ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○委員長（大阿久岩人君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

◎認定第1号～認定第9号の各分科会分科会長報告、質疑、討論、採決

○委員長（大阿久岩人君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、認定第1号から日程第9、認定第9号までの認定9件を一括して議題といたします。

ただいま議題となりました各案件につきましては、8月26日の当委員会において、それぞれ所管の分科会に送付されたものであります。このほどそれぞれの審査が終了しましたので、各分科会長の報告を求めます。

初めに、総務分科会分科会長、小久保かおる委員。

〔総務分科会分科会長 小久保かおる君登壇〕

○総務分科会分科会長（小久保かおる君） 決算特別委員会総務分科会長の小久保かおるであります。

ただいまから分科会長報告を行います。

本分科会は、去る9月5日、委員全員の出席の下開催し、送付された決算の認定1件について審査を行いました。以下、その審査の概要を順次申し上げます。

認定第1号 令和3年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分であります。

初めに、総合政策部所管についてであります。審査の過程では、栃木県警察街頭防犯カメラ設置補助金に関し、設置場所と台数を質したのに対し、国体の開催を控え、防犯対策の強化を図ることを目的に、合計10台の防犯カメラを設置した。設置場所については、競技会会場周辺や国体の際に利用が想定される幹線道路に設置したところであるとの答弁があり、これを受けて、国体終了後の取扱いを質したのに対し、補助金の交付要件において、国体終了後、最低5年間は使用する取決めとなっている。その後も必要があれば、適切な管理の上、有効活用を図っていきたいとの答弁がありました。

また、防災ラジオ販売収入等（危機管理課）に対し、難聴地域の状況把握を質したのに対し、現時点において、市民からの要望等があった際に、その都度現地を確認の上、対応しているところであるとの答弁がありました。

また、ふるさと応援寄附事業費に関し、返礼品の数を質したのに対し、地場産品であるアルコール飲料やイチゴ、ブドウなど、現在約900品目を登録しているとの答弁がありました。

また、ふるさと納税に関わるインターネットシステム使用料の内容を質したのに対し、ふるさと納税ポータルサイトの利用に関するものであるとの答弁があり、これを受けて、利用サイトを質したのに対し、ふるさとチョイス、楽天、さとふる、ふるなび、ANAの5社を利用しているとの答弁がありました。

また、(仮称)渡良瀬サイクルパーク整備事業費に関し、オープン後の利用状況を質したのに対し、5月から7月までの3か月間の来場者数は、月平均900名という数で推移しているとの答弁がありました。

また、今後の利用料金徴収の考え方を質したのに対し、現在施設を管理している公園緑地課と協議を進めているが、基本的には個人の利用については無償とし、団体などが専用して使用する場合には、利用料金をいただく方向で検討しているとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、経営管理部所管中、不用品売却収入に関し、売却物件を質したのに対し、消防団の再編等により不用となった消防車両13台をインターネット購買により売却したものであるとの答弁がありました。

また、交通安全対策特別交付金に関し、交付金の内容を質したのに対し、道路交通法による反則金を原資とし、市町村の交通安全施設整備のために交付されるものであり、交通事故の発生件数や人口集中地区の人口、改良済みの道路延長等を指標として配分されるとの答弁がありました。

また、職員福利厚生事業費に関し、メンタルヘルス対策の見解を質したのに対し、メンタルヘルスは非常に難しい問題であると認識している。日頃から細心の注意を払いながら対応しているが、令和3年度においては、男性19名、女性6名の計25名の職員が休んでいる。以前は、係長や主査級の休職が多かったが、近年では若い職員も見受けられるようになってきており、大変心配しているところであるとの答弁があり、これを受けて、早めの対応を心がけ、休職者が少しでも減少するよう尽力いただきたいとの要望がありました。

また、職員作業服貸与事業費に関し、貸与人数を質したのに対し、現時点で662名であるとの答弁があり、これを受けて、貸与の範囲を質したのに対し、主に現場を抱えている事業系の部署や防災に関わる部署の職員を対象に貸与しているとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、地域振興部所管中、定住促進支援事業費に関し、前年度決算に比べ減額となった理由を質したのに対し、世界的な半導体不足やウッドショックなどにより、住宅を建てたくても建てられない状況があった。また、令和2年度まではコロナ禍による影響が比較的少なかったが、令和3年度からは経済的状況にも変化が見られるようになり、移住定住する方が少なくなったことが要因とし

て考えられるとの答弁がありました。

また、公民館感染症対策事業費に関し、検温測定器の購入台数を質したのに対し、市内11か所の全ての公民館に1台ずつ設置しているところであるとの答弁がありました。

また、遊水地キャラクター動画作成事業費（藤岡地域会議）に関し、動画の内容と活用方法を質したのに対し、渡良瀬遊水地のPRを兼ねた動画を3本作成し、1本当たり2分から3分の内容となっている。活用方法については、市内の保育園37か所に配布し、遊水地の紹介を行うほか、毎週金曜日には栃木ケーブルテレビで動画を放送しているところであるとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、会計管理者、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局所管中、選挙啓発費に関し、選挙啓発ポスターの応募状況を質したのに対し、全部で340点の応募があり、そのうち50点を入選として選出したところであるとの答弁があり、これを受けて、投票率の低下が叫ばれている中、少しでも投票率が向上するよう、引き続き啓発活動に取り組んでいただきたいとの要望がありました。

なお、消防本部所管の質疑はありませんでした。

以上、当分科会の審査の概要を申し上げ、決算特別委員会総務分科会分科会長報告を終わります。

○委員長（大阿久岩人君） 次に、民生分科会分科会長、白石幹男委員。

〔民生分科会分科会長 白石幹男君登壇〕

○民生分科会分科会長（白石幹男君） 決算特別委員会民生分科会長の白石幹男であります。ただいまから分科会長報告を行います。

本分科会は、去る9月6日、委員全員の出席の下開催し、送付された決算の認定5件について審査を行いました。以下、その審査概要を順次申し上げます。

まず、認定第1号 令和3年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分であります。

初めに、生活環境部所管についてであります。審査の過程では、市民相談事業費に関し、令和3年度の相談件数を質したのに対し、市民相談が609件、弁護士相談が201件、宅地建物相談が39件、行政相談が38件、合同相談が1件であるとの答弁があり、これを受けて、相談者の年代と性別の内訳を質したのに対し、個人情報のため、統計を取っていないが、高齢者の相談が多いとの答弁がありました。

また、消費生活センター運営費に関し、主な相談内容を質したのに対し、高齢者に対してのネットトラブルや悪質な点検商法の相談が多かったとの答弁があり、これを受けて、特殊詐欺の対策を質したのに対し、出前講座やふれあい通信、センターだよりといった情報誌を発行し、周知に努めているとの答弁がありました。

また、生物多様性保全推進交付金に関し、交付金の対象生物を質したのに対し、クビアカツヤカ

ミキリに限るとの答弁があり、これを受けて、クビアカツヤカミキリ被害木伐採推進事業費補助金との違いを質したのに対し、生物多様性保全推進交付金は、市有施設が該当となるため、小学校等の被害木の伐採を行っている。また、クビアカツヤカミキリ被害木伐採推進事業費補助金は、一般の住宅等で被害を受けた木を伐採する際に利用していただくものであるとの答弁があり、さらにこれを受けて、被害木の本数を質したのに対し、被害木の発生状況は588本で、そのうち101本を伐採済みであるとの答弁がありました。

また、防犯カメラ設置費に関し、これまでの設置台数を質したのに対し、市内の全ての13駅に22台設置済みであるとの答弁があり、これを受けて、防犯カメラの設置に関する要望件数を質したのに対し、自治会等で防犯カメラを設置する際の補助金制度があり、令和3年度は数件の相談があったが、設置までに至らなかったとの答弁があり、さらにこれを受けて、設置後の管理体制を質したのに対し、全て自治会で維持管理を行うとの答弁がありました。

また、斎場整備事業費に関し、事業の進捗状況を質したのに対し、令和5年7月末の完成を100%とすると、令和4年7月末現在で、計画では19.6%のところを実績では19.4%という状況であり、若干の遅れがあるものの、建物本体工事に影響はないと報告を受けているとの答弁があり、これを受けて、今後の見通しを質したのに対し、現在資材等の入手が難しくなっているが、事業者を確認をしたところ、問題はないとの報告を受けており、順調に進んでいるとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、保健福祉部所管中、新型コロナウイルスワクチン接種事業費に関し、予算額と決算額の差異を質したのに対し、令和3年度の予算額は3回目接種までを含めて計上したが、令和4年度に約7億3,000万円を繰り越したためであるとの答弁がありました。

また、ワクチンの管理体制を質したのに対し、委託業者と協議・連携を密にし、毎回朝と帰りに必ず確認を行っているとの答弁がありました。

また、生活保護支給費に関し、新型コロナウイルスによる生活保護費への影響を質したのに対し、令和3年度は前年度と比較し約5,500万円減少しており、その要因は医療扶助費の減少であるとの答弁があり、これを受けて、受給者数の増減を質したのに対し、生活保護の受給者数は、平成29年度をピークに、横ばいもしくは微減であるとの答弁がありました。

また、民生委員児童委員活動費に関し、各地域の委員定数を質したのに対し、栃木地域が193名、大平地域が68名、藤岡地域が42名、都賀地域が28名、西方地域が18名、岩舟地域が45名の計394名であるとの答弁があり、これを受けて、定数に対する充足率を質したのに対し、令和3年度は欠員がなかった。令和4年11月に民生委員の一斉改選を予定しているが、各自治会の協力の下、定数が満たされるよう努めていきたいとの答弁がありました。

また、認知症にやさしいまちづくり事業費に関し、事業内容を質したのに対し、認知症高齢者等SOSネットワークを創設し、認知症の高齢者等が行方不明になった際に、市や警察、協力事業者、

自治会、民生委員等の協力機関に対して、メールで検索の協力を依頼する仕組みや、登録の申請があった認知症高齢者等の家族に、QRコードが印刷された見守りシールを配布し、衣類等に貼付してもらうことで、行方不明になった際に、QRコードが読み取られると、システムに目撃情報等が反映される仕組みになっている。また、認知症高齢者等が法律上の賠償責任を追った場合に、市が契約者となって加入した個人賠償責任保険から、保険金の支払いを受けることができる制度であるとの答弁があり、これを受けて、今後の見通しを質したのに対し、認知症高齢者等を見守り、支えていく仕組みづくりを積極的に進めていきたいと考えているとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、こども未来部所管中、学童保育事業費に関し、地域ごとの設置数を質したのに対し、公設公営が40か所、公設民営が13か所、民設民営が9か所の計62か所で学童保育を行っている。公設公営の内訳は、栃木地域が15か所、大平地域が8か所、藤岡地域が5か所、都賀地域が5か所、岩舟地域が7か所であるとの答弁がありました。

また、学童保育での新型コロナウイルス感染症の予防対策を質したのに対し、夏休み期間に入る前に感染者数が増加したため、保護者に学童保育の利用を控えてもらうようお願いの通知を出し、利用しなかった日数に応じて学童保育料を減免した。また、学校に相談し、教室を借りることで、なるべく密にならない対策を取ったとの答弁がありました。

また、保育所費に関し、待機児童を質したのに対し、毎年4月1日現在で、国の基準に基づく待機児童を公表することになっているが、今年度の待機児童はいないとの答弁があり、これを受けて、昨年度の待機児童数を質したのに対し、昨年度も待機児童はいなかったとの答弁がありました。

また、保育士の正規職員と会計年度任用職員の人数と割合を質したのに対し、令和4年4月現在で、正職員が98名で37.8%、会計年度任用職員が161名で62.2%であるとの答弁がありました。このほか若干の質疑応答がありました。

次に、認定第2号 令和3年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。審査の過程では、加入世帯数及び被保険者数を質したのに対し、令和4年3月末の世帯数が2万2,142世帯、被保険者数が3万5,005人で、令和3年3月末の世帯数が2万2,745世帯、被保険者数が3万6,510人で1,505人の減であるとの答弁があり、これを受けて、令和4年3月末現在の減免世帯の割合を質したのに対し、均等割が全体で3万5,005人のうち2万586人が対象となっており、7割軽減が9,044人で25.8%、5割軽減が6,555人で18.7%、2割軽減が4,987人で14.3%の計58.8%である。また、平等割が2万2,142世帯のうち1万3,223世帯が対象となっており、7割軽減が6,782世帯で30.6%、5割軽減が3,737世帯で16.9%、2割軽減が2,704世帯で12.2%の計59.7%であるとの答弁があり、さらにこれを受けて、滞納者の世帯数を質したのに対し、令和3年度末で5,005世帯であり、前年度より529世帯減少し、加入世帯数に占める割合は22.6%である。令和3年度の短期被保険者証の交付世帯数が872世帯で、前年度より89世帯減少した。また、資格者証の交付世帯が

215世帯で、前年度より103世帯減少したとの答弁がありました。

また、特定健診の受診率を質したのに対し、対象者が2万6,007人で、受診者は人間ドックを含め8,193人であり、受診率は31.5%である。前年度の受診率は26.7%で、4.8%増加しているとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、認定第3号 令和3年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。審査の過程では、保険の加入者数を質したのに対し、令和4年3月末現在で2万4,677人であるとの答弁があり、これを受けて、前年度との加入者の増減を質したのに対し、令和4年度に団塊世代が75歳になる年度を迎えるため、後期高齢者は年々増加していき、4月1日現在の比較で、令和4年度が令和3年度より692名増加しているとの答弁があり、さらにこれを受けて、滞納者の人数を質したのに対し、短期被保険者証の交付件数は、令和4年8月1日現在で62名であり、令和3年8月1日時点での84名と比較すると22名減少しているとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、認定第4号 令和3年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてであります。審査の過程では、令和2年度と比較した保険料の増減を質したのに対し、令和2年度が約31億円で、令和3年度が約34億円であり、前年度比約10%の伸びとなっているとの答弁があり、これを受けて、保険料を納めなかった場合の対応を質したのに対し、保険料を納付期間に納められず、不納欠損となった場合に、1割負担が全額自己負担となる給付制限がかけられる。令和2年度は、給付制限に6名が該当したとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、認定第5号 令和3年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についてであります。審査の過程では、介護予防サービス計画と介護予防ケアマネジメントの作成状況を質したのに対し、介護予防サービス計画は、地域包括支援センター作成分と事業者委託分を合わせ8,057件で、介護予防ケアマネジメントも同様に、5,944件であるとの答弁がありました。

以上、当分科会の審査の概要を申し上げ、決算特別委員会民生分科会分科会長報告を終わります。

○委員長（大阿久岩人君） 次に、産業教育分科会分科会長、針谷育造委員。

〔産業教育分科会分科会長 針谷育造君登壇〕

○産業教育分科会分科会長（針谷育造君） 決算特別委員会産業教育分科会の報告をしたいと思いません。

本分科会は、去る9月7日、委員全員の出席の下開催し、送付された決算の認定2件について審査を行いました。以下、審査の概要を順次申し上げます。

まず、認定第1号 令和3年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分であります。

初めに、産業振興部・農業委員会事務局の所管についてであります。審査の過程では、栃木県南地方卸売市場事務委託費に関し、修繕費用を市側が負担する根拠を質したのに対し、荒井商事と構成市町で覚書を取り交わしており、修繕費用については、所有者である市町が負担すべきと考えるとの答弁があり、これを受けて、建物の修繕はやむを得ないが、設備費用について見直す考えはないのかと質したのに対し、設備費用についても覚書の中に明記されているとの答弁がありました。

また、オフィス移転等支援補助事業費に関し、執行率が低い理由を質したのに対し、インターネットの検索サイトに広告を出稿したしたが、PRが足りなかったと思う。ただし、昨年度に相談を受けたうちの1件が今年度オフィス移転をして、全く実績がなかったということではないとの答弁がありました。

また、商店街景観向上事業補助金に関し、銀座通りのアーケード撤去における事業効果を質したのに対し、具体的な数字はないが、組合の話によると、以前に比べ人通りは増えたとのことであり、効果は現れていると認識しているとの答弁があり、これを受けて、今後の事業展開を質したのに対し、現在、県の土木事務所で電線の地中化を進めており、令和9年度完了予定と聞いているとの答弁がありました。

また、ナラ枯れ被害緊急対策事業費に関し、実施箇所数を質したのに対し、岩舟町静地内7本、藤岡町赤麻地内1本、藤岡町大前地内3本、岩舟町静の岩船山1本、平井町地内6本、岩舟町三谷地内51本、大平町西山田地内26本を伐倒薫蒸した。また、吹上町地内の事業所内にある147本については、被害の駆除に対する補助を支出しているとの答弁があり、これを受けて、ナラ枯れした樹木を放置しておくとうどうなるのかと質したのに対し、倒木による被害や生態系に影響を与えるおそれと考えられるとの答弁があり、さらにこれを受けて、処理費用が高額だと、所有者も処分を控えることになるのではないかと質したのに対し、被害の拡大を防ぐため、なるべく所有者にはご理解をいただけるよう対応していくとの答弁がありました。

また、新規就農支援事業費に関しては、昨年度の申請状況を質したのに対し、昨年新規就農者数19名のうち国庫補助の対象になった人数は6名である。そのうち夫婦が2組いるので、経営体数としては4経営体になる。なお、補助事業を活用したいと積極的に相談された方については、全て審査を実施し、補助対象者となったとの答弁があり、これを受けて、市の単独事業と国の補助事業の違いを質したのに対し、単に親の経営を継承する親元就農は、国の支援から外れることから、市単独事業で補っているとの答弁がありました。

また、横山郷土館管理運営費に関し、集客力をアップするためのランチサービスの現状を質したのに対し、とちぎ江戸料理については、グランドホテルのほか2か所で提供しており、現在、大平地域の柏寿司でも話を進めているところであります。今後も市のSNS等を活用し、広く周知を図っていくとの答弁があり、これを受けて、とちぎ江戸料理は現在予約制になっているが、予約をしていない観光客への提供はできないかと質したのに対し、あらかじめ予約が必要となるとハードル

が高くなってしまいうので、今後検討していきたいとの答弁がありました。そのほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、教育委員会事務局所管中、会計年度任用職員人件費（学校教育課）に関し、学校支援員の配置状況を質したのに対し、各校長からヒアリングをした上で配置しているとの答弁があり、これを受けて、前年度から減少しているが、現場の職員は足りているのかと質したのに対し、毎年100名程度の要望があるので、全ての要望には応えられていない状況であるとの答弁があり、さらにこれを受けて、保護者の方からは人員を増やしてほしいとの要望があったので、検討いただきたいとの要望がありました。

また、ALTの人数が減少している理由を質したのに対し、ICTを有効活用することで、ALTの役割を補うことができるのではないかと考えているとの答弁があり、これを受けて、ICTと併せてALTも積極的に活用したほうがよいのではないかと質したのに対し、一人でも多くのALTがいることにこしたことはないが、ICTの活用も含め、適切な人数について検討していきたいとの答弁がありました。

また、就学時心臓検診充実強化事業補助金に関し、補助内容を質したのに対し、心臓検診に対する1人当たり500円の県補助金であるとの答弁があり、これを受けて、医師から検診内容に関しての報告はあるのかと質したのに対し、小学1年生と4年生及び中学1年生において実施しており、心電図を撮影して、異常があれば個別に診断していただくことになるので、その際に報告を受けることになるとの答弁がありました。そのほかにも若干の質疑応答がありました。

次に、認定第6号 令和3年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。本件については、質疑はありませんでした。

以上で報告を終わりたいと思います。

○委員長（大阿久岩人君） 次に、建設分科会分科会長、坂東一敏委員。

〔建設分科会分科会長 坂東一敏君登壇〕

○建設分科会分科会長（坂東一敏君） 決算特別委員会建設分科会長の坂東一敏であります。ただいまから分科会長報告を行います。

分科会は、去る9月8日、委員全員の出席の下開催し、送付された決算の認定4件について審査を行いました。以下、その審査の概要を順次申し上げます。

まず、認定第1号 令和3年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についての所管関係部分であります。

初めに、都市建設部所管についてであります。審査の過程では、木造住宅耐震化促進事業費に関し、事業の概要を質したのに対し、旧耐震基準で建築された木造2階建ての一戸建て住宅などの耐震診断費用、耐震改修費用及び耐震建て替え費用等の一部を補助するものであるとの答弁があり、これを受けて、補助実績を質したのに対し、令和3年度は診断が22件、改修が3件、建て替えが20件、

また補助の加算として市内業者への工事発注によるものが12件、建て替え時の県産材使用によるものが2件あったとの答弁がありました。

また、生活道路舗装補修事業費に関し、地域別の補修実績を質したのに対し、栃木地域で4.9キロ、藤岡地域で1.7キロ、都賀地域で270メートル、西方地域で410メートル、岩舟地域で590メートルの補修を実施した。なお、大平地域においては、実施がなかったとの答弁があり、これを受けて、補修した距離における地域差を質したのに対し、本事業は、未舗装道路の解消と舗装率の向上を目的としており、舗装率が低い栃木地域と藤岡地域の実施距離がほかの地域に比べ長くなっているとの答弁があり、さらにこれを受けて、目標とする舗装率と各地域舗装率の平準化をするために要する期間を質したのに対し、栃木地域と藤岡地域以外の舗装率については、おおむね95%以上となっており、両地域において同様の水準とすることが目標である。全ての地域の舗装率が平準化されるためには、10年以上の期間が必要となるとの答弁がありました。

また、道路新設改良費に関し、通学路歩道整備の進捗状況を質したのに対し、令和3年度予算において5事業を実施しており、そのうち市道1061号線歩道整備事業費（大平新）、市道2083号線道路改良事業費（大平蔵井）及び市道1055号線道路改良事業費（岩舟静）の3事業の整備が完了したところであるとの答弁があり、これを受けて、通学路の安全確保は喫緊の課題であり、教育委員会と連携を図り、安全対策のさらなる推進をお願いしたいとの要望がありました。

また、今泉泉川線道路整備事業費（栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町）に関し、工事区間を質したのに対し、2つの工区に分けて実施しており、泉寿園南側の交差点から栃木二宮線バイパスまでの約400メートルの区間について工事が完了した。本年度についても引き続き、交差点から旧栃木公民館までの区間について事業を実施しているところであるとの答弁がありました。

また、まちなか土地利用計画推進事業費に関し、官民連携まちなか再生推進支援業務委託料の概要を質したのに対し、蔵の街エリアの自立自走型による、持続可能な、にぎわいのあるまちづくりの実現を目指し、官民の多様な主体が連携を図り、まちづくり事業に取り組む体制や仕組みを整えるためのものであり、国の補助を活用し、エリアプラットフォームの構築や未来ビジョンの策定等に対して支援を行ったとの答弁があり、これを受けて、事業の進捗状況を質したのに対し、現在未来ビジョンに基づき、旧栃木警察署跡地において実証実験を実施しており、敷地の一部を利用した無料休憩スペース等の設置やキッチンカーによる飲食物の販売等を行うことにより、市民生活の向上や観光客の流れの変化などの検証に取り組んでいるとの答弁がありました。このほかにも若干の質疑応答がありました。

なお、上下水道局所管の質疑はありませんでした。

次に、認定第7号 令和3年度栃木市平川産業団地特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。本案については質疑はありませんでした。

次に、認定第8号 令和3年度栃木市水道事業会計決算の認定についてであります。審査の過程

では、有収率に関し、県内平均と比べ有収率が低い理由を質したのに対し、漏水量が多いことが理由として挙げられる。令和3年度においては、有収水量が年間約1,602万トンであるのに対し、年間の配水量が約2,148万トンであったとの答弁があり、これを受けて、有収水量が低い要因を質したのに対し、地盤的要因が大きく、特に都賀地域、西方地域において、地盤が砂利層であるため、漏水が起きても水が浸透してしまい、漏水を発見しづらい。そのために、対策として毎年漏水調査を実施しているとの答弁があり、さらにこれを受けて、漏水調査の内容を質したのに対し、個別に自宅を訪問し、メーター付近を確認することや各道路の路面において、漏水探知機を用いた異常音や漏水を確認する調査を実施しているとの答弁がありました。

また、管路経年劣化率に関し、令和3年度に劣化率が急激に伸びた理由を質したのに対し、都賀地域において、町内を一括した上水道の布設を短期間に行った時期があったため、それらの管路が一斉に法定耐用年数を迎えた結果、劣化率が急激に伸びることとなったとの答弁があり、これを受けて、劣化率の算定方法を質したのに対し、水道管の減価償却年数は40年となっている。40年の経過後も使用している水道管の長さを分子に、全ての水道管の長さを分母として算出したものであるとの答弁がありました。

次に、認定第9号 令和3年度栃木市下水道事業会計決算の認定についてであります。審査の過程では、有形固定資産減価償却率に関し、上水道が横ばいであるのに対し、下水道の減価償却率は伸びているのはなぜかと質したのに対し、管の耐用年数の違いにより、水道事業では既に順次新しい管への更新が始まっているが、下水道事業では更新がまだ始まっておらず、減価償却率が増加しているためであるとの答弁がありました。

以上で分科会の審査の概要を申し上げ、決算特別委員会建設分科会分科会長報告を終わります。

○委員長（大阿久岩人君） 以上で各分科会長の報告は終わりました。

ただいまから各分科会の分科会長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大阿久岩人君） ないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

〔白石幹男委員登壇〕

○委員（白石幹男君） それでは、27番議員、日本共産党の白石幹男でございます。私は、認定第1号、第2号、第3号、第4号について、反対の立場で討論を行います。

まず、認定第1号 令和3年度栃木市一般会計歳入歳出決算についてであります。令和2年1月、我が国において、初めて新型コロナウイルス感染が確認され、その後爆発的な感染、いわゆるパンデミックが起り、令和2年度、3年度、そして今日に至るまで、その終息は見えておりません。

この間、市民生活、営業自粛を余儀なくされた飲食業者などは、大変な苦境に立たされたわけであり
ます。

令和3年度の決算を見ますと、市民税では、令和2年度と比較しますと1.4ポイントの減であり
ますが、パンデミックが起きる前の令和元年度決算と比較しますと6億8,500万円ほどの減、7.5ポ
イントの減であります。地方税法の改正で、法人市民税の税率引下げがあったことを考慮しても、
大きな落ち込みとなりました。こうしたことから市民生活、中小事業者の厳しさが見てとれるの
であります。

このような状況の中で、令和3年度の決算を見ますと、市民の生活、そして命、営業を守るとい
う点で不十分だったと言わざるを得ません。コロナ対策では、国から交付された地方創生臨時交付
金の枠内の対策であり、市独自の対策は見当たりません。感染拡大を防ぐためには、無症状の感染
者を把握し、封じ込めていくことに尽きると思いますが、国は、その大規模なPCR検査体制の構
築を怠ってきました。国がやらないなら、市独自の大規模なPCR検査体制を構築すべきであつた
と指摘しておきたいと思えます。

もう一つ大きな問題は、日本理化学工業所のサッカースタジアム建設の問題であります。市は、岩
舟総合運動公園内にサッカースタジアムを建設することを許可し、その土地使用料と固定資産税を
10年間免除するという覚書を結びました。これに対し、市民から、免除差止めの住民訴訟が起こさ
れ、宇都宮地裁は、住民側の全面勝利という判決を言い渡しました。市は、不服として控訴しまし
たが、控訴は取り下げるべきであります。

判決に従えば、土地使用料と固定資産税が歳入として計上できるわけでありますから、市にとつ
ては喜ばしいことではないでしょうか。その増えた財源をスポーツ振興、地域振興に振り向ければ、
市民にとっても喜ばしいことでもあります。このまま不公平な市政運営を続ければ、市民の納税意欲
に悪影響を及ぼすことも指摘しておきたいと思えます。

さて、各款ごとに見ていきますと、まず総務費では、組織の大規模改編であります。令和3年度
から各総合支所の人員が大幅に削減され、地域づくり推進課の1課体制となりました。合併時に、
行政が遠くなる、周辺地域が寂れるなど心配する声上がり、その対応策として総合支所方式を導
入しました。しかし、合併後、徐々に縮小され、ついに1課のみとされ、総合支所と呼べる代物で
はなくなりました。市民サービスの低下は免れません。また、災害への対応も弱体化することは明
らかであります。その地域の状況をよく知る職員がいて、顔の見える行政が必要であり、年々災害
が激甚化する中で、今回の総合支所の大幅縮小は、災害から市民の命を守るという点で逆行してい
ると指摘せざるを得ません。

また、今回の組織改編で産業振興課が本庁に集約されました。総合支所なら、作業服でも、長靴
でも気軽に相談に行けたのに、そうはいかなくなった。これが市民の正直な気持ちであります。地
域産業の振興という点でも、顔の見える関係が必要だということを指摘しておきたいと思えます。

次に、マイナンバーカード普及強化の問題であります。令和3年度末のマイナンバーカードの普及率は35%ということであります。政府は、マイナポイントを付与するなど普及拡大の政策を取っておりますが、なかなか進んでいないというのが実態であります。それは、国民、市民が、その必要性を感じていないからであります。マイナンバーカードを保険証として使えるようになりました。さらに、免許証としても使えるようにするというようなことが言われております。このように利用拡大が進めば、マイナンバーカードを日々持ち歩くことになり、個人情報漏えいのリスクが一層高まります。マイナンバーカードの普及、利用拡大はやめるべきであることを言っておきたいと思えます。

民生費については、少子高齢化が進む中、学校給食の小学6年生、中学3年生の無料化は高く評価したいと思えます。しかし、市長の公約は、完全無料化であり、引き続き努力をすることを求めています。

コロナ禍で出生率が大きく低下しております。少子化対策は待ったなしであります。その対策は不十分であり、思い切った子育て支援の強化を求めています。

保育所の非正規保育士の比率は62%であり、依然として改善されておられません。正規保育士の増員を求めています。

また、保育士等の処遇改善として、政府は3%程度、額にして月額9,000円の引上げとなる補助金を支給することとしました。公的部門で働く職員にも適用されるということでしたが、市は実施いたしませんでした。国が補助すると言っているのありますから、処遇改善を実施すべきだったということを指摘しておきたいと思えます。

産業振興という点では、先ほど指摘しましたように、産業振興課の総合支所への再配置を求めています。

農水費では、ロシアのウクライナ侵攻で、全世界的な食糧危機が叫ばれており、農業を基幹産業と位置づけ、抜本的な対策強化を求めています。農業従事者の減少、高齢化は深刻な状況であり、新規就農者への支援強化を求めています。

商工費では、コロナ禍で経営が大変な状況であります。営業の継続、雇用の維持対策の強化を求めています。

また、地域経済の活性化の問題では、企業呼び込み型ではなく、中小企業、小規模企業対策を強化し、地域内循環型の地域経済活性化の推進を求めています。

教育費では、産業教育分科会でも取り上げられた外国語指導助手、いわゆるALT削減の問題があります。グローバル教育の推進をうたいながら、ALTの削減は逆行していると言わざるを得ません。増員を求めています。

タブレットを使った授業が始まりました。子供たちへの健康の影響が危惧されます。また、教育のICT化によって、教職員のさらなる負担増が懸念されるところであり、慎重に進めるべきであ

ります。ICTはあくまでも道具であり、その活用には教員の自立性、専門性が尊重されることを求めていると思います。

また、子供の貧困が拡大しており、就学援助制度の拡充を求めていると思います。

以上、コロナ禍で市民生活と営業が苦しくなる中、市民の命と暮らしを守るには不十分であることを指摘し、この一般会計の決算に対する反対討論といたします。

次に、認定第2号 令和3年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和3年度は、国保制度が都道府県単位になってから4年目となりました。政府は、市町村に対して、国保会計への一般会計からの繰入れをやめることや赤字の解消を強制し、全国的に見れば値上げの自治体が相次いでいるのが実態であります。

栃木市では、国保が都道府県単位になる前年度、平成29年度に、いち早く国保会計の一般会計からの繰入れをやめ、大幅な国保税の値上げを実行しました。その後も県が示す標準保険料に従わず、高い保険税を維持してきた結果、国保会計はこの間黒字が続き、令和3年度の基金残高は27億円にも膨れ上がってしまいました。令和4年度にこの基金を取崩し、国保税を引下げることとはなりましたが、国保税は高く払い切れないという市民の声に応え、もっと早く引下げを実行すべきだったということを指摘しておきたいと思います。

国民健康保険税には、ほかの医療保険にはない均等割というものがあります。特に子供の均等割については、全国知事会から、医療保険制度間の公平と子育て支援の観点から、子供に係る均等割の軽減措置の導入の要望が以前から出されております。赤ちゃんが生まれれば、1人につき4万円前後の均等割が出産直後から課税され、子育て世代にとっては大きな負担となっているのであります。国も、この間、この問題に前向きになり、就学前までの子供の均等割を半額にすることにしましたが、市は黒字であるわけですから、基金を使い、独自の軽減制度を導入すべきであります。

また、滞納世帯に対する短期保険証、資格者証明書の発行はやめるべきであります。県内の自治体でも、災害やコロナの中で資格証の発行をなくすところも出てきました。また、短期保険証もゼロにした横浜市では、意図的に支払わない人はほとんどおらず、適切に判断すれば交付はゼロになると説明をしております。事実上の保険証の取上げとなる資格証の発行はやめることを求めて反対討論といたします。

次に、認定第3号 令和3年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。75歳以上の高齢者を別枠の保険制度に囲い込み、際限のない値上げになる制度であります。特例軽減も廃止され、さらに窓口負担を1割から2割に引上げる高齢者医療費2倍化法が昨年6月に成立し、今年の10月、来月から実施されます。2倍化の対象となるのは、75歳以上で所得が一定額を超える340万人で、1人当たりの負担増は年間5万円を超えるということであり、高齢者の生活をさらに圧迫するものであり、許されません。

このように、際限のない保険料値上げと差別医療の推進というこの制度の改悪が、いよいよ本格

的に高齢者に襲いかかってきているのであります。病気になりがちな上、収入の手段も限られている高齢者だけを1つの医療制度に集め、負担増が給付減かを迫るというのは、この制度の破綻を意味するものであり、後期高齢者制度は速やかに廃止し、もとの老人保険制度に戻すべきであります。国の制度であり、自治体としては対応せざるを得ませんが、世界的にも前例のない高齢者いじめの制度は廃止する以外にありません。国に対し、きっぱり廃止を決断させる意味で、この決算に反対するものであります。

最後に、認定第4号 令和3年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてであります。令和3年度は、3年ごとの保険料の見直しの年でありました。20年前の導入時、第1号保険者の保険料は、基準額で月額2,484円でありましたけれども、今回の見直しで月額5,998円となり、20年前の2.4倍にもなっております。さらに、制度の改編に次ぐ改編が行われ、総合事業の導入では、要支援1と2を自治体独自の制度に任せる、さらに要介護1と2の在宅サービスの保険給付を外し、総合事業への移行が始まり、負担増と給付減というのが実態であります。

現行の介護保険制度は、サービスの利用が増えたり、介護職の処遇改善を行えば、直ちに保険料、利用料の負担増に跳ね返るとい根本矛盾を抱えております。保険料、利用料の高騰を抑えながら制度の充実や基盤の拡充を図り、本当に持続可能な制度とするには、公的負担の割合を大幅に増やすしかありません。

介護保険制度は、社会で支える介護を掲げて導入されましたが、スタート当初から、保険あって介護なしと言われてきました。サービスの取上げと負担増が繰り返され、その状況はますます深刻化しているというのが現状であり、介護保険を必要な介護が保障される制度へと改革することを求めて、私の反対討論といたします。

○委員長（大阿久岩人君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大阿久岩人君） ないようですので、これをもちまして討論を終了いたします。

ただいまから各案件について順次採決を行います。

初めに、認定第1号 令和3年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものとすることに賛成の委員は、賛成のボタンを押してください。

〔投票〕

○委員長（大阿久岩人君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大阿久岩人君） なしと認め、採決を確定いたします。

賛成 川田俊介 小太刀孝之 市村 孝 雨宮成樹 森戸雅孝
浅野貴之 小平啓佑 大浦兼政 大谷好一 坂東一敏
小久保かおる 青木一男 松本喜一 梅澤米満 天谷浩明

針谷正夫 広瀬義明 氏家 晃 福富善明 福田裕司
小堀良江 関口孫一郎
反 対 針谷育造 内海まさかず 白石幹男

○委員長（大阿久岩人君） 賛成多数であります。

したがって、認定第1号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号 令和3年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものとするに賛成の委員は、賛成のボタンを押してください。

〔投 票〕

○委員長（大阿久岩人君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大阿久岩人君） なしと認め、採決を確定いたします。

賛 成 川田俊介 小太刀孝之 市村 孝 雨宮成樹 森戸雅孝
浅野貴之 小平啓佑 大浦兼政 大谷好一 坂東一敏
内海まさかず 小久保かおる 青木一男 松本喜一
梅澤米満 天谷浩明 針谷正夫 広瀬義明 氏家 晃
福富善明 福田裕司 小堀良江 関口孫一郎
反 対 針谷育造 白石幹男

○委員長（大阿久岩人君） 賛成多数であります。

したがって、認定第2号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号 令和3年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものとするに賛成の委員は、賛成のボタンを押してください。

〔投 票〕

○委員長（大阿久岩人君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大阿久岩人君） なしと認め、採決を確定いたします。

賛 成 川田俊介 小太刀孝之 市村 孝 雨宮成樹 森戸雅孝
浅野貴之 小平啓佑 大浦兼政 大谷好一 坂東一敏
小久保かおる 青木一男 松本喜一 梅澤米満 天谷浩明
針谷正夫 広瀬義明 氏家 晃 福富善明 福田裕司
小堀良江 関口孫一郎
反 対 針谷育造 内海まさかず 白石幹男

○委員長（大阿久岩人君） 賛成多数であります。

したがって、認定第3号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号 令和3年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本決算は認定すべきものとするに賛成の委員は、賛成のボタンを押してください。

〔投 票〕

○委員長（大阿久岩人君） ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大阿久岩人君） なしと認め、採決を確定いたします。

〔	賛 成	川田俊介	小太刀孝之	市村 孝	雨宮成樹	森戸雅孝
		浅野貴之	小平啓佑	大浦兼政	大谷好一	坂東一敏
		内海まさかず	小久保かおる	青木一男	松本喜一	
		梅澤米満	天谷浩明	針谷正夫	広瀬義明	氏家 晃
		福富善明	福田裕司	小堀良江	関口孫一郎	
反 対	針谷育造	白石幹男				
〕						

○委員長（大阿久岩人君） 賛成多数であります。

したがって、認定第4号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号から認定第9号までの認定5件を一括して採決いたします。

各決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大阿久岩人君） ご異議なしと認めます。

したがって、各決算は認定すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（大阿久岩人君） 以上で当委員会の審査は終了いたしました。

審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前11時13分）